

都市公園等事業に係る事後評価実施要領細目

第1 目的

「都市公園等事業の事後評価実施要領細目」（以下「事後評価細目」という。）は、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」（以下「事後評価実施要領」という。）に基づく都市公園事業の事後評価に関し、同要領の細目を定め、事後評価にあたっての透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、以下の事業のうち、管理に係る事業を除く全ての事業とする。

- (1) 都市公園法第2条第1項第2号に掲げる、国が設置する公園又は緑地の整備に係る事業。
- (2) 国土交通省設置法第4条第48項に掲げる、国が設置する公共空地の整備に係る事業（第2（1）に掲げる事業を除く。）
- (3) 都市公園法第2条第1項第1号に掲げる、独立行政法人都市再生機構が設置する公園又は緑地の整備に係る事業で、都市公園防災事業費補助又は都市公園事業費補助を受けて実施するもの。
- (4) 都市公園法第2条第1項第1号に掲げる、地方公共団体が設置する公園又は緑地の整備に係る事業で、地方公共団体が都市公園事業費補助を受けて実施するもの。
- (5) 都市再生推進事業制度要綱第1条の2第15項に掲げる、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業で、同要綱第44条に掲げる事業主体が同要綱第47条に基づく国の補助を受けて実施するもの。

第3 事後評価を実施する事業

1 対象とする事業

- (1) 事業完了後5年以内の事業のうち、事後評価を実施していない事業
- (2) 事業完了後、事後評価の実施主体となるべき主体が、事後評価が必要であると判断した事業

2 事業単位の取り方

原則として、事業採択を行う際の都市公園等毎とする。

3 事業完了の定義

事後評価実施要領第3に定める「事業完了」とは、原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点とする。

第4 事後評価の実施及び結果等の公表

1 事後評価の実施手続

(1) 事後評価に係る資料

事後評価に係る資料は以下のとおりとする。なお、必要に応じて資料の追加等ができるものとする。

① 事業概要

② 事後評価に関する指標

(2) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおりとする。

① 事後評価に係る資料

② 改善措置及び対応方針(事務局案)

2 評価結果、対応方針等

(1) 公表内容

事後評価実施要領第4の2で定める評価結果等の公表は、事後評価を実施した事業の一覧表、事後評価に係る資料、対応方針、事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯に関する資料により行うものとする。

(2) 公表方法

事後評価実施要領第4の2で定める評価結果等の公表は、記者発表、国土交通省各機関(本省、地方整備局等、公園事務所等)における閲覧等より行うものとする。

第5 評価の方法

事後評価実施要領第5の1及び3で定める事後評価の視点は、以下に掲げる視点によるものとする。

- (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- (2) 事業の効果の発現状況
- (3) 事業実施による環境の変化
- (4) 社会経済情勢の変化
- (5) 今後の事後評価の必要性
- (6) 改善措置の必要性
- (7) 計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等については、「都市公園等事業の事後評価の指標及び判断基準(案)」に定めることとし、これらを参考として、事後評価の実施主体は個別事業の特性に応じて評価の方法を設定できるものとする。

第6 施行期日

- 1 改正後の本細目は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 本細目の施行に伴い、「都市公園等事業に係る事後評価実施要領細目(令和4年3月31日改定)」は廃止する。